

和企下施 第12号
令和6年5月7日
(2024年)

和歌山市 企業局
下水道部 下水道施設課長

質問回答書

令和6年4月24日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和6年度	
工事(業務)番号	第24100002号	
工事(業務)名	中島川雨水ポンプ場建築工事	
工事(業務)場所	和歌山市田尻字大向エ坪506番1	
	質問事項	回答事項
	1. 発生土の処分は、図面A-1、内訳書P-33からすると管理型混合廃棄物とありますが229t全てを管理型混合廃棄物(最終処分場)に受入れるのではなく、中間処理施設にて分別後、発生土以外の廃棄物を管理型混合廃棄物として処分すると言う解釈で良いですか？	掘削後に工事現場で分別し、通常の発生土として処分することができるものについては通常の発生土として処分してください。その場合、設計変更の対象としますので、監督職員と協議を行ってください。金額は和歌山市企業局の積算基準に基づくものとします。 なお、見積は229t全てを管理型混合廃棄物として積算してください。
	2. 内訳書P-10の再生クラッシャーランを示す設計図はA-19で(本件建築物の描写が無いが)建築物周辺外構を再生クラッシャーランで敷均すと言う解釈で良いですか？	施工に先立って、建築物部分も含めA-19で示す部分を再生クラッシャーランで敷きならしめてください。

3. 杭の体積分で発生土（約200m³）が内訳書に記載が有りません。

処分費は精算対象で、応札は内訳書のままで良いですか？

4. 内訳書P15に基礎コンクリートだけでも161m³とあります。内訳書P10に建設発生土が127m³しかありませんが超過分は精算対象として頂けるものとして応札は内訳書のままで良いですか？

質疑事項のとおり、杭残土の記載がなく、未計上であるため、見積は未計上で積算してください。

なお、場外処分が必要であるため、杭残土の数量は211m³、建設汚泥（固化物）の処分及び土砂運搬等にかかる費用を含むものとし、契約締結後、設計変更の対象としますので、監督職員と協議を行ってください。金額は和歌山市企業局の積算基準に基づくものとします。

設計GLはTP+3.25ですが、現況GLはTP+2.90となっているので基礎コンクリートと建設発生土の数量に差異が生じています。

そのため超過分は発生しないと考えています。